

第 29 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和4年11月10日

## 第29回農業委員会（総会）

令和4年11月10日  
午後1時30分から  
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第25号  
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 7件
- 第 3 報告第26号  
農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）… 1件
- 第 4 議 第41号  
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3件
- 第 5 議 第42号  
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 6 議 第43号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 5件
- 第 7 議 第44号  
農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	3 番	中野 隆史	4 番	横江 岩美
5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一	7 番	山本 英裕
8 番	木村 幸夫	9 番	木下 範明	1 1 番	小川 雅嗣
1 2 番	横江 吉美	1 3 番	中村 好明	1 4 番	堀 裕子

### ・会議に欠席した委員

2 番	石田 隆司	1 0 番	中島 紀昭
-----	-------	-------	-------

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要
4 番	中西 真由巳	5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂
7 番	山田 稔幸	8 番	中川 正平	9 番	杉江 日出男
1 0 番	葛原 孝博				

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
農林水産課					
主任	西井 万裕		山元 一子		

事務局長       では、定刻となりましたので、只今から第 29 回農業委員会総会を開催いたします。

インフルエンザ、並びにコロナウィルス感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行います。

また、庁舎内でのマスク着用を基本とし、休憩後、行政委員会室への入室時には、再度アルコール消毒を行っていただきますよう、お願いします。

なお、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、お願いいたします。

本日、2 番 石田隆司委員、10 番 中島紀昭委員、が欠席されておりますが、出席委員は14名中12名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長       それでは、農業委員会憲章の唱和を、小さな声でお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長       ありがとうございました。それでは、会長よろしくお願ひいたします。

会長           みなさま、お忙しい中第29回総会にご出席いただきましてありがとうございます。先月の25日農地パトロールを実施していただきました。出席いただきました委員のみなさまご苦勞様でございました。

会長           ただいまから、第29回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程ですが、予め、お手元に配布いたしましたものから、一部情報が欠落していたため、議案書5ページから8ページの差し替えと、併せて、これを含む日程 第4議第41号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの全ての案件について、去る11月8日付けで、申請人から取下書の提出がありましたので、必要情報の欠落にかかるお詫び、並びに取下げの報告をさせていただきます。

事務局長       必要情報の欠落に関しまして大変失礼いたしました。お詫び申し上げます。

会長           それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則

第18条第2項の規定により、議席番号6番 堀井信一委員、議席番号14番 堀裕子委員以上の兩人を指名いたします。

会長 次は、日程第2報告第25号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第25号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、7件です。

議案書は、2ページから4ページでございます。

番号1番は、譲受人が分譲宅地を目的として、譲渡人の所有する西矢倉二丁目地先の田1筆1,283㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、西側道路高に合わせ40cm程度の盛土をされます。

隣接地と高低差が生じないため土留め工はされません。

雨水排水につきましては、宅地毎に雨水枡を設置し、新設する西側の道路側溝へと放流されます。

隣接地は、水路・宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号2番は、譲受人が土地区画整理事業に伴う住宅用地として、譲渡人の所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内にある野路町地先の田1筆1,471㎡ 換地面積724㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号3番は、東京都内で不動産業を営む、譲受人が土地区画整理事業に伴う住宅用地として、譲渡人の所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内にある野路町地先の田6筆計1,775㎡ 換地面積894㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号4番は、譲受人が作業場として譲渡人の所有する南笠町地先の登記地目畑、現況宅地1筆76㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は約50年前に譲受人の父が許可を得ず、造成し利用していたことから顛末書を添付の上申請がなされました。

顛末案件であるため、造成工事等はございません。

隣接地は、宅地・道路・地目畑、現況宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号5番は、大津市内で不動産業を営む譲受人が分譲宅地として、譲渡人の所有する矢橋町地先の田2筆1,827㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、西側の道路高に合わせるように最大1m程度盛土をされます。

高低差が生じる、北側と南側に擁壁を土留め工として設置されます。

雨水排水は、宅地毎に設けた雨水枡から新設する道路側溝および既存の西側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・田・道路であり、田の所有者は申請人であることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号6番と7番は、関連する案件であるため、併せて説明を行います。

番号6番、7番はともに、市内で不動産業を営む借受人が貸事務所、貸倉庫の建設を目的として貸渡人2名がそれぞれ所有する矢橋地先の田1筆1,827㎡（6番案件）と、矢橋地先の田2筆2,677㎡（7番案件）、計4,504㎡を、転用されようとするものです。

西側の道路高に合わせるように最大で50cm程度盛土を行われます。

土留工として、東、北、南側の一部に擁壁およびコンクリートブロックを設置されます。

雨水排水につきましては、西側に二か所雨水枡を設置し、県道側溝へと放流されます。

隣接地は、雑種地・宅地・ため池・道路であり、農地の所有者から隣地承諾を得られております。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、2番は10月11日付、番号3番は10月19日付、番号4番は10月5日付、番号5番は10月27日付、番号6番、7番は10月28日付にて専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しており

ます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。  
発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第25号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第26号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第26号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地法第3条による賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に届出をしていただくものであります。

今月の届出は、1件です。

議案書の5ページをご覧ください。

番号1番は、賃借人は賃貸人が所有する馬場町地先の田1筆911㎡に対して、農地法第3条による賃貸借権の設定をしておりましたが、合意解約がなされました。

賃借人は、既にお亡くなりであり、相続人である息子さんが耕作されてきましたが、今回、返却されるものです。

今後は、所有者が自作されるとのことです。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。  
発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

推進委員 どういう理由で解除されたのでしょうか。  
1番

事務局 借りておられた方が耕作出来なくなったので返却すると聞いております。

推進委員 1 番 貸されている方がこの先耕作出来るとは思えないのですが。

事務局 耕作放棄地にならないよう、注意深く見ていきたいと思っております。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第 26 号を終わります。

会長 次に、日程第 4 議第 4 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番から 3 番までの案件につきましては、去る 11 月 8 日付けで、申請人から取下書の提出がありましたので、「審議無し」といたします。

会長 次に、日程第 5 議第 4 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第 4 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1 件です。議案書は、8 ページです。

番号 1 番について説明いたします。

番号 1 番は、申請人が現在、住まわれている住宅の通路として、申請人が所有する下笠町地先の地目田、現況宅地 1 筆 204 m<sup>2</sup>を転用されようとするものです。

申請地は農地法申請の不知から、申請人がかねてより宅地の通路として利用しており、顛末書を添付の上、申請がなされました。

顛末案件であることから造成工事等はありません。

隣接地は、宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない 10 ha 未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第 2 種農地と判断されます。また、当該農地以外に第 3 種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。



一般基準については顛末案件でありますことから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上、1件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番 10月4日、8番推進委員さんと現地確認を行いました。顛末案件でございまして、事務局から説明がありました通り、何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗ってから、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。

ただいま議題となっております議第42号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第42号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第43号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

議第43号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。今月の申請は、5件です。

議案書は、9ページから10ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、譲受人が保育園の園庭の拡張を目的として譲渡人の所有する青地町地先の田1筆613㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、隣接地に保育園を開設しており、かねてより園庭の拡張を検討されていたところ、隣接地の地権者と売買の話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、園児の土いじり等、遊び場のような形で利用することから、造成工事等は特になされません。

雨水排水についても現状のまま浸透式とされます。

隣接地は、田であり、農地の所有者は申請者でありますことから隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2番について説明いたします。

番号2番は、市内で建設業を営む、譲受人が露天資材置場兼露天駐車場として、譲渡人の所有する矢橋町地先の地目田、現況雑種地1筆321㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、市内で建設業を営む事業者であり、市内での資材置場を確保するため、所有者と売買交渉していたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、耕作放棄地になってから、かなり経過しており、現況は雑種地化しております。

造成工事は特になく、除草の上、砂利を敷地内に敷かれます。

雨水は浸透式とされます。

隣接地は、地目田、現況道路・雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興外であり、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号3番について説明いたします。

番号3番は、借受人が露天駐車場として、貸渡人が所有する川原町地先の田1筆1,217㎡を賃貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

申請人は、隣接地で就労支援施設を新設されましたが、想定以上に駐車場が必要になったため、隣接地である申請地所有者と交渉されていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、施設用地と合わせるよう、最大1m程度の盛土を行われます。

申請地のほぼ敷地一円に土留め工として擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地一円にU字溝を設置し、南西の水路へ放流されます。

申請地の周囲は、田・宅地・雑種地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号4番について説明いたします。

番号4番は、借受人が専用住宅として、貸渡人の所有する、集町地先の畑267㎡を使用貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は親子です。

申請地は、畑地であり、造成工事はほぼございません。(10cm程度の切土)隣接地と高低差が生じないため、土留め工はなされません。

雨水排水は、敷地北側に U 字溝を設置し、東側に雨水枡を設置して、そこから東側の水路へ放流されます。

申請地の周囲は、宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第 2 種農地と判断されます。また、当該農地以外に第 3 種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第 5 条第 2 項に該当しないことから許可相当と考えます。

10 ページをご覧ください。

次に番号 5 番について説明いたします。

番号 5 番は、イベント業を営む譲受人が露天資材置場として、貸渡人の所有する下笠町地先の畑 440㎡を使用貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は親子です。

借受人は、イベント企画運営会社の代表取締役であり、使用する資材の置場をかねてより探しておられ、父親である貸渡人の所有する申請地を適地として申請をなされました。

申請地は、畑地に砂利を敷くのみであり造成工事はございません。

雨水排水は、浸透式とされます。

申請地の周囲は、道路・畑・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第 2 種農地と判断されます。また、当該農地以外に第 3 種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。一般基準については、造成工事等がないため事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第 5 条第 2 項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上 5 件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番 10月13日、1番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありました通り、幼稚園の続きの土地を現状のまま使用したいとのことでしたので、問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番 10月5日、4番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありました通り、何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号3番から5番までの案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番 3番の案件につきましては、9月9日8番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありました通り、何の問題もないと判断いたしました。4番の案件につきましては、10月12日8番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありました通り、こちらも何の問題もないと判断いたしました。5番の案件につきましては、10月18日8番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありました通り、何の問題もないと判断いたしました。以上よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗ってから、ご発言いただきますよう、お願いします。

7番 5番の案件についてですが、雨水排水が、浸透式とのことですが、近年のゲリラ豪雨への対応は大丈夫でしょうか。

事務局 現状は、砂利を少し敷かれるだけということで、今まで通りの排水になると思っております。基本的に500㎡を超える造成工事を行うときは、草津市の場合は指導要綱の対象になります。

会長                    その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長                    無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第43号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長                    挙手全員であります。

よって、議第43号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長                    次に、日程第7議第44号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題としますが、この案件については、議席番号3番、議席番号7番、議席番号9番、議席番号11番の各委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。関係事案終了後、入室していただきます。議席番号3番、議席番号7番、議席番号9番の各委員は退席を願います。

(各委員 退席)

事務局長              会長が不在のため、ここからは草津市農業委員会規程第2条第3項の規定により副会長の議席番号1番委員が職務を代理いたします。

副会長                それでは、議第44号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課            議第44号 令和4年11月30日公告分、農用地利用集積計画（案）について、ご説明申し上げます。

こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条に、市町村は、農林水産省令

で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。と規定があり、農業委員会の決定を求めるものです。

まず、お配りしております「農用地利用集積計画【利用権設定】(案)令和4年11月30日公告」をご覧頂きたいと思えます。1ページめくってもらいまして「利用権設定面積集計」と書かれているページがございます。まず、こちらについて、説明いたします。今回新たに利用権設定する件数につきましては、左上の表を御覧ください。全体が896筆でして、面積は1,457,179.46㎡となります。内訳といたしましては、田が876筆で、面積は1,441,686㎡、畑が20筆で、面積は15,493.46㎡です。続きまして、右の表に移って下さい。設定後の累計数値になります。全体の合計筆数は3,771筆、面積は5,939,675.49㎡となっております。内訳といたしましては、田が3,614筆で面積は5,816,904.32㎡、畑が146筆で面積は119,461.46㎡。その他が11筆で面積は3,309.71㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに利用権設定する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が10筆、3年以上6年未満が、851筆(うち3年が808筆)、6年以上9年未満が、17筆(うち6年が1筆)、9年以上12年未満が、18筆(うち9年が0筆)計896筆です。

個々の設定につきましては2ページ以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和4年11月30日公告、農用地利用集積計画(案)の内容についての説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

副会長 以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗ってから、ご発言いただきますよう、お願いします。

推進委員 7番 これは一年に一回の更新の時期になるということですか。この時期に集約に向けた方向性のようなものはあるのでしょうか。

農林水産課 その件につきましては、現状申請があったものについてそのまま利用権設定させていただいております。現在、人・農地プランの見直しのお話も出ておりますので、集積、集約について考えながら利用権設定につきましても、おっしゃる通りすぐに答えが出せるものではないですが、今後考えていけたらと思っております。

推進委員 7番 継続するなどは、何ヶ月位前に申告される又調査されているのでしょうか。

農林水産課 今回の30日公告分につきましては、夏ごろに期間満了の通知を送らせていただいております。継続を希望される方は、8月までに申請をいただけるよう案内をさせていただきます。

副会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

副会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第44号「農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

副会長 挙手全員であります。

よって、議第44号「農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

副会長 審議が終了しましたので、議席番号3番、議席番号7番、議席番号9番、議席番号11番の各委員の入場を認めます。

(委員入室)

副会長 議事のスムーズな運営にご協力いただきありがとうございました。  
それでは会長に引き継ぎます。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時32分



草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和4年11月10日

会 長 中野 隆史 \_\_\_\_\_

署名委員 堀井信一 \_\_\_\_\_

署名委員 堀 裕子 \_\_\_\_\_